

大阪赤十字病院 随意契約締結状況(令和8年7月分)

No.	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な 事項(備考)
1	本館特室系統パッケージエアコン更新工事	大阪赤十字病院 経営企画部 施設課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和8年7月1日	株式会社大気社大阪支社 大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号	22,000,000円	契約業者は、当該設備の設計・施工を行った元施工業者であり、既設設備の構造、配管経路等を熟知している。また、本工事は病院運営を継続しながら施工する必要があり、患者療養環境への影響を最小限に抑えつつ安全かつ確実に施工できる知識・技術及び施工体制を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
2	CocktailAI 一式	大阪赤十字病院 経営企画部 管財課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和8年7月1日	株式会社ファインデックス 東京都千代田区大手町1ー7ー2	2,550,000円	契約業者は、当該システムの製造販売業者であり、当事業を安全・適切に行うために必要な能力及び経験を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
3	多目的デジタルX線テレビシステム一式の保守	大阪赤十字病院 経営企画部 施設課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和8年7月9日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 関西支店 大阪第一支店 大阪府大阪市北区大淀中1ー1ー30	18,519,600円	契約業者は当該備品の製造業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
4	本館6階手術室12,13,14絶縁監視装置・電流監視装置更新工事	大阪赤十字病院 経営企画部 施設課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和8年7月10日	株式会社エフエスユニ 大阪府吹田市江の木町27番15号	4,950,000円	契約業者は、手術室ユニットのメーカーである株式会社セントラルユニの近畿圏内における唯一の代理店であり、設備構造を熟知し、本工事を適切に実施するために必要な知識、技術及び人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
5	本館10階B病棟スタッフステーションパッケージエアコン更新工事	大阪赤十字病院 経営企画部 施設課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和8年7月21日	株式会社エイテック 大阪府東大阪市長堂1ー7ー10	3,480,000円	予定価格が400万円を超えない工事であり、少額契約に該当することから、見積競争により契約の相手方を決定した。 【日本赤十字社会計規則第36条第5項及び日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1)「契約にかかる予定価格が少額である場合」の規定による】	
6	東館各階冷水膨張タンク配管更新工事	大阪赤十字病院 経営企画部 施設課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和8年7月21日	ダイダン株式会社 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目9番25号	8,250,000円	契約業者は、東館改修工事(平成16年3月29日竣工)における給排水衛生設備の元施工業者であり、設備構造を熟知しており、適切な工事を行うための必要な知識・技術・人員を有する唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	

大阪赤十字病院 随意契約締結状況(令和8年7月分)

No.	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な 事項(備考)
7	泌尿器科検診台 2式の購入	大阪赤十字病院 経営企画部 管財課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和8年7月21日	村中医療器株式会社 大阪府大阪市中央区船越町2-3-6	3,971,000円	現在使用中の機器が故障し診療に支障をきたしている状態であることから、早急に現状復帰する必要がある。契約業者は、最短納期で当該機器を納品できる唯一の業者であるため。 【日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による】	
8	東館7階内装改修工事	大阪赤十字病院 経営企画部 施設課 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	令和8年7月22日	株式会社サントイ 大阪府大阪市中央区船場中央三丁目2番8-2 25号 船場センタービル8号館	3,630,000円	予定価格が400万円を超えない工事であり、少額契約に該当することから、見積競争により契約の相手方を決定した。 【日本赤十字社会計規則第36条第5項及び日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1)「契約にかかる予定価格が少額である場合」の規定による】	